

# イトマンスイミングスクール会員規則

## 第1条 <目的>

イトマンスイミングスクール（以下本スクール）は、グループ指導のもとに、一貫したプログラムにより水泳に対する正しい理解を深め、泳法・泳力の向上を推進します。又、施設を利用して健康の増進と水泳指導を通じて健全な心身の発達を助長し、併せて地域スポーツの振興に寄与することを目的とします。

## 第2条 <会員>

本スクールはすべて会員制とします。入会される方は、各クラスに定められた資格に該当し、会員規則（以下会則）に誓約した方とします。

## 第3条 <入会>

入会を希望される方は、所定の用紙に必要事項を記入・捺印の上、諸費用を納入していただきます。

- (1) 第19条に定める水泳厳禁者項目に該当しないことを誓約していただきます。
- (2) 高校生以下の方は、保護者承諾の署名捺印を必要とします。
- (3) 入会される方は、健康についての問診票を提出していただきます。大会員の方は、入会時とは別に年1回の問診票を提出していただきます。また、本スクールが必要と判断した場合は、健康診断書の提出をお願いすることがあります。

## 第4条 <入会金>

- (1) 入会される方は、入会金を納入していただきます。
- (2) 入会金は、本スクールの会員資格を失うまで有効とします。

## 第5条 <授業料・休校料>

会員は、定める授業料を所定の方法で納入していただきます。又、何らかの理由で1ヵ月単位で授業を休みたい時は、所定の期日までに届け出の上、授業料に替えて休校料を納入することにより会員資格を継続することができます。

## 第6条 <授業料等の不返還>

一旦納入された入会金・授業料等は、理由の如何に拘らず返還いたしません。

## 第7条 <クラス・曜日・時間・週回数の変更/変更料>

本人の都合によりクラス・曜日・時間・週回数の変更は、月単位に限り、所定期日までの申請により各クラス・曜日・時間の定員の枠内で行うことができます。（変更料が必要です。）

又、本スクールの都合によりクラス・曜日・時間変更をしていただく場合もありますが、其の際の変更料は不要です。

## 第8条 <諸費用の改定>

本スクールは、入会金・授業料・その他の諸費用を経済情勢等に応じて改定することができます。

## 第9条 <休校日>

本スクールの定める休校日は、次の通りです。

- (1) 原則毎月29日・30日・31日
- (2) 1月1日・2日・3日
- (3) 祝日・国民の休日（ただし、振替休日は平常授業を行います。）
- (4) 施設の整備及び改修等の理由による臨時休校日（臨時休校日は事前にお知らせします）

## 第10条 <授業料の振替>

本スクールでは、下記項目につき振替授業を受けることができます。

- (1) 祝日・国民の休日休校日及び臨時休校日等の振替
- (2) 自己都合欠席の振替

## 第11条 <退会>

退会を希望する会員は、希望退会月の前月28日までに所定用紙（退会届）を提出することにより、退会することができます。

## 第12条 <除名>

本スクールは、会員およびその同伴者に次のいずれかに該当する行為があったときは、除名することがあります。

- (1) 授業料の納入を怠ったときは、会員としての資格を失います。（除名以前の授業料等は、納入していただきます）
- (2) 本スクール会則に違反する、または、会員としてふさわしくないと認められたときは除名することがあります。

## 第13条<安全・衛生>

会員は、本スクール内での安全と衛生を保全するため、次のことを守っていただきます。

- (1) 本スクール敷地内（駐車場を含む）では、指導員及び職員の指示に従っていただきます。
- (2) 伝染病の疾患がある場合は、完治するまで施設の利用はお断りいたします。
- (3) その他、設備用具を破損したり、他人に迷惑かかる行為は禁止いたします。

## 第14条 <紛失・盗難>

本スクールは、施設内で生じた金品の紛失・盗難等に関する責を負わないものとします。

## 第15条 <保険>

本スクールは、施設内で発生した事故のうち本スクールの責と認められる事故については、本スクールが加入する傷害保険の範囲内で補償し、それ以上の補償はいたしません。

## 第16条 <会員資格の譲渡>

会員は、その会員資格を譲渡することはできません。

## 第17条 <会則の改正>

本スクール会則及び規約の改正は、本スクールがこれを定め、その効力はすべての会員におよぶものとします。

## 第18条 <附則>

- (1) 本スクール駐車場で生じたトラブルにつきましては、一切その責を負わないものとします。
- (2) 本スクール会則及び規約に定めない事項は、必要に応じて本スクールがこれを定めます。

## 第19条 <水泳厳禁者>

次の事項に該当する方は、本スクールが定めた水泳厳禁者として入会することができません。

- (1) 疾病に伴う症状や感染のおそれにより医師から水泳を禁止又は制限されている方については、利用を禁止又は制限します。
- (2) グループ指導を受けられない方。
- (3) 酒気を帯びている方については、利用を禁止します。
- (4) 暴力団関係及びそれに準ずる方
- (5) その他、本スクールが厳禁者（刺青をされている等）と判断した方。